

附属資料

- 1 計画期間の事業費
- 2 策定経過
- 3 「文の京」自治基本条例
- 4 文京区基本構想推進委員会規程
- 5 文京区基本構想推進区民協議会設置要綱

1 計画期間の事業費

- 計画期間中の計画事業の事業費内訳を示しています。ただし、計画期間中の事業規模が不確定で事業費の算出が困難なものは除きます。
- 各事業の経費内訳ごとに、事業費が百万円以上の場合は、十万円単位で四捨五入し、百万円に満たない場合は全て「1百万円」として算定しているため、内訳を足した歳入経費と歳出経費が一致しない場合があります。

凡例（特定財源の欄の略号）
 国：国庫支出金
 都：都支出金
 他：諸収入、特定目的基金からの繰入金等

(単位：百万円)

事業番号	計画事業 事業名	歳出	歳入				一般財源
			特定財源				
			国	都	他	合計	
1	ぶんきょうハッピーベイビープロジェクト	11				0	11
2	特定不妊治療に係る支援	69				0	69
3	文京区版ネウボラ事業	282	○	○	○	105	177
4	母親学級・両親学級	27				0	27
5	乳児家庭全戸訪問事業	42	○	○		25	17
6	乳幼児健康診査	289				0	289
7	乳幼児家庭支援保健事業	16		○		2	14
8	私立認可保育所の開設を中心とした待機児童対策	50,698	○	○	○	27,220	23,478
9	区立幼稚園の認定こども園化	-					
10	区立幼稚園の預かり保育	758	○	○	○	211	546
11	私立認可保育所等の質の向上	21		○	○	2	19
12	文京区版幼児教育・保育カリキュラムの実践	1				0	1
13	区立お茶の水女子大学こども園の運営	738	○	○	○	45	693
14	文京版スターティング・ストロング・プロジェクト	73		○	○	28	45
15	発達支援巡回事業	101		○	○	41	61
16	子ども家庭相談事業	169	○	○	○	70	99
17	一時保育事業	1,174	○	○	○	484	690
18	病児・病後児保育事業	207	○	○		112	94
19	子育て訪問支援券事業	429		○		215	215
20	地域子育て支援拠点事業	200	○	○		116	83
21	総合相談室	706		○	○	95	611
22	児童発達支援センターの運営	565			○	377	187
23	各施設での医療的ケア児の受入れ	354	○	○		95	259
24	医療的ケア児支援体制の構築	-					
25	児童虐待防止対策事業	39	○	○		22	18
26	(仮称) 文京区児童相談所の整備	153				0	153
27	生活困窮世帯学習支援事業	121	○			61	61
28	奨学資金給付金	40				0	40
29	塾代等助成事業	49				0	49
30	就学援助・学校給食費補助	540	○		○	2	538
31	子ども宅食プロジェクト	200			○	199	1

事業番号	計画事業 事業名	歳出	歳入				一般財源
			特定財源				
			国	都	他	合計	
32	健康・体力増進事業	110			○	10	100
33	中学校部活動支援	440		○		117	323
34	和食の日推進事業	57				0	57
35	英語力向上推進事業	487			○	2	485
36	プレゼンテーションカリキュラム活用事業	6				0	6
37	教育情報ネットワーク環境整備(幼・小・中)	6,457				0	6,457
38	教員研修・研究事業	99			○	11	89
39	いじめ問題対策事業	13				0	13
40	特別支援教育推進事業	1,737			○	199	1,537
41	文京ふるさと学習プロジェクトの推進	22			○	1	21
42	いのちと心の教育の推進事業	9				0	9
43	不登校への対応力強化	570		○	○	120	451
44	誠之小学校改築	5,613	○		○	4,267	1,346
45	明化小学校等改築	5,709	○		○	5,473	236
46	柳町小学校等改築	4,328	○		○	4,200	128
47	小日向台町小学校等改築	21				0	21
48	千駄木小学校等改築	27				0	27
49	学校施設等の快適性向上	2,645	○	○	○	2,478	167
50	校庭、屋上防水及び外壁・サッシ改修	619			○	408	211
51	学校施設のトイレ洋式化等改修	118	○	○	○	95	23
52	給食室の整備	946			○	712	234
53	八ヶ岳高原学園の改修	1,993	○	○	○	1,892	101
54	小学校の教室増設対策	752	○	○	○	663	88
55	放課後児童健全育成事業	2,080	○	○		704	1,375
56	青少年健全育成会活動支援	37		○		4	33
57	青少年の社会参加推進事業	5				0	5
58	青少年プラザ(b-lab)運営事業	258			○	3	255
59	民間事業者による高齢者施設の整備	76			○	64	13
60	地域密着型サービスの充実	106		○		15	91
61	旧区立特別養護老人ホームの大規模改修	2,947			○	2,884	63
62	介護人材の確保・定着支援	80		○		19	60
63	元気高齢者の社会参画支援事業	67		○		32	34
64	地域医療連携事業	62		○		20	41
65	在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業	63				0	63
66	在宅療養支援窓口事業	19		○		10	10
67	認知症施策の総合的な推進	158	○	○	○	67	91
68	介護予防事業の推進	82	○	○	○	82	0
69	文の京フレイル予防プロジェクト	15		○		7	8
70	地域介護予防活動支援事業(通いの場)	35	○	○	○	35	0
71	生活支援体制整備事業	106	○	○	○	106	0
72	小地域福祉活動の推進	107	○			16	91
73	ふれあいいきいきサロンへの助成	28				0	28
74	シルバー人材センターの活動支援	203	○	○	○	53	150
75	文京すまいるプロジェクトの推進	274	○	○		19	256

事業 番号	計画事業 事業名	歳 出	歳 入				
			特定財源				一般 財源
			国	都	他	合計	
76	ハートフルネットワーク事業	1	○	○	○	1	0
77	地域包括支援センター（高齢者あんしん相談センター）の充実	1,401	○	○	○	1,223	179
78	高齢者緊急連絡カードの設置	4		○		2	2
79	成年後見制度利用支援事業	34	○	○	○	26	8
80	文京ユアストーリー	13				0	13
81	地域づくり推進事業	83	○			54	29
82	STEP～ひきこもり等自立支援事業～	39	○			6	33
83	生活困窮者自立支援相談事業	116	○		○	82	34
84	障害者施設整備促進事業	605				0	605
85	小石川福祉作業所における生活介護事業の実施	316			○	197	119
86	障害者基幹相談支援センターの運営	388	○	○		113	275
87	地域生活支援拠点整備事業	94	○	○		26	68
88	精神障害者の地域移行・地域定着事業	2,525	○	○	○	1,485	1,039
89	障害者就労支援センター事業	234	○	○		27	207
90	中小企業障害者雇用助成事業	3		○		1	1
91	就労定着支援の推進	9	○	○		7	2
92	障害者差別解消推進事業	2				0	2
93	心のバリアフリー推進事業	9	○	○		1	8
94	障害者虐待防止事業	1	○	○		1	1
95	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業	22	○			16	6
96	糖尿病性腎症重症化予防事業	52		○		43	9
97	医療費の適正化	39		○		39	0
98	生活習慣病予防事業	16		○		2	14
99	健康づくり事業	160			○	57	103
100	食育普及	14		○		7	7
101	特定健康診査・特定保健指導	1,751		○	○	900	851
102	各種がん検診の実施	2,884	○			29	2,855
103	がん知識の普及・啓発	1				0	1
104	がん患者ウィッグ購入費用助成	12				0	12
105	骨髄移植ドナー支援制度	2		○		1	2
106	骨髄移植など特別の理由による任意予防接種費用助成制度	3				0	3
107	総合的な自殺対策の推進	4		○		2	2
108	受動喫煙防止対策事業	59		○		58	1
109	喫煙・受動喫煙による健康被害防止の普及啓発及び禁煙支援	6		○		3	2
110	中小企業支援事業	740				0	740
111	中小企業人材確保支援事業	135				0	135
112	創業支援事業	100			○	2	98
113	商店街振興対策事業	28		○		14	14
114	商店街販売促進・環境整備事業	190		○		85	105
115	ウェルカム商店街事業	10				0	10
116	消費者普及啓発事業	126		○	○	17	108
117	文の京ゆかりの文化人顕彰事業	9			○	1	9
118	文京ふるさと歴史館の特別展、普及事業	42			○	6	36

事業 番号	計画事業 事業名	歳 出	歳 入				
			特定財源				一般 財源
			国	都	他	合計	
119	文化育成事業	117			○	8	109
120	文京シビックホール（響きの森文京公会堂）の施設運営	8,370	○	○	○	8,286	84
121	観光資源の魅力創出事業	119				0	119
122	2020文京区伝統工芸展	1				0	1
123	観光PR・情報発信事業	59				0	59
124	観光ボランティア養成事業	78				0	78
125	国際交流・海外都市交流事業	81			○	1	80
126	国内交流事業	17				0	17
127	文の京文化発信プロジェクト	13				0	13
128	山村体験交流事業	160				0	160
129	町会・自治会支援の推進	162			○	40	122
130	協働事業の推進	71				0	71
131	ふれあいサロン事業	36			○	6	30
132	区立図書館改修等に伴う機能向上	428			○	1	428
133	東京2020オリンピックパラリンピック事業	114		○	○	18	96
134	文京スポーツボランティア事業	10		○		5	5
135	スポーツ施設の環境整備事業	171			○	120	51
136	男女平等参画の推進	375			○	32	342
137	女性・母子父子等相談体制の充実	56	○		○	20	36
138	母子・女性緊急一時保護事業	4		○		2	2
139	ダイバーシティ推進事業	16		○		3	14
140	バリアフリー基本構想推進事業	46			○	1	46
141	バリアフリーの道づくり	966		○		225	742
142	無電柱化の推進	879	○	○		308	571
143	公園再整備事業	1,901				0	1,901
144	公衆・公園等トイレ維持事業	969			○	1	969
145	公園等への防犯カメラの設置	469				0	469
146	緑の維持及び緑化啓発事業	3,102	○			1	3,101
147	地区まちづくりの推進	283				0	283
148	再開発事業の推進	6,178	○	○		3,954	2,225
149	建築紛争予防調整・宅地開発指導	6		○		1	5
150	景観まちづくり推進事業	29			○	1	29
151	コミュニティバス運行	637			○	1	636
152	自転車シェアリング事業	64			○	30	34
153	地球温暖化防止に関する普及啓発	25			○	1	25
154	環境教育・講座	7			○	4	4
155	新エネルギー・省エネルギー設備普及促進事業	85				0	85
156	街路灯LED化事業	217				0	217
157	道路における治水対策の推進	1,182				0	1,182
158	水防災監視システム機器再整備事業	17				0	17
159	崖等整備資金助成事業の推進	60	○			23	36
160	2R（リデュース・リユース）の推進	36			○	1	35
161	資源の集団回収支援	116			○	80	36
162	資源回収事業	1,658			○	265	1,393

事業 番号	計画事業 事業名	歳 出	歳 入				一般 財源
			特定財源				
			国	都	他	合計	
163	事業系ごみ対策	1				0	1
164	文の京生きもの写真館～生物多様性を見る・感じる・理解する～	11				0	11
165	生物多様性に関する普及啓発	1				0	1
166	地域防災訓練等の実施	126			○	2	124
167	避難所運営協議会運営支援	10				0	10
168	避難所開設キット事業	22				0	22
169	区民防災組織の育成	25				0	25
170	中高層共同住宅の支援	5				0	5
171	耐震改修促進事業の推進	2,411	○	○		1,877	534
172	不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）事業の推進	121		○		60	61
173	細街路の整備	1,585	○			316	1,269
174	ブロック塀等改修等の促進	116	○	○		35	80
175	橋梁アセットマネジメント整備	1,865				0	1,865
176	災害情報システム再構築事業	23				0	23
177	災害時の受援応援体制の整備	43				0	43
178	災害ボランティア体制の整備	4				0	4
179	災害時医療の確保	68		○		2	66
180	備蓄物資維持管理	197				0	197
181	避難行動要支援者の支援	70		○		4	66
182	一斉情報伝達システムの導入	309				0	309
183	福祉避難所の整備・拡充	90				0	90
184	妊産婦・乳児救護所の体制整備	13				0	13
185	安全対策推進事業	191		○		80	111
186	通学路等の防犯カメラの設置	8		○		4	4
187	子ども110番ステッカー事業	2				0	2
188	空家等対策事業	41	○	○		19	22
189	特定空家等の対策	5	○	○	○	1	3
190	マンション管理適正化支援事業	75	○	○		48	27
191	交通安全対策普及広報活動	51		○		5	47
192	総合的な自転車対策	758			○	406	352
193	コミュニティ道路整備	687	○			30	657
194	交通安全施設の整備と維持	358				0	358

2 策定経過

年月日	会議等	内容等
令和元年 5月22日	庁議	・次期行政計画の策定について
	令和元年度第2回基本構想推進委員会	・次期行政計画の策定について
5月29日	令和元年度第3回基本構想推進委員会	・次期行政計画の概要について
	庁議	・次期行政計画の検討状況について
6月28日	令和元年6月定例議会 (総務区民委員会)	・次期行政計画の策定について
8月21日	令和元年度第4回基本構想推進委員会	・(仮称)「文の京」総合戦略(骨子)について
8月28日	庁議	・(仮称)「文の京」総合戦略(骨子)について
9月24日	「主要課題を解決する取組」についての意見募集① (区報ぶんきょう特集号、Webアンケート等)	・募集期間：9月24日から10月23日まで ・意見総数：183人/延べ364件
9月25日	令和元年9月定例議会 (総務区民委員会)	・(仮称)「文の京」総合戦略(骨子)について
10月16日	「主要課題を解決する取組」についての意見募集② (区民ワークショップ)	・参加者数：19人 ※10月12・13日を含め、計4回の開催を予定していたが台風により日程を変更し、16日にまとめて開催
10月25日	令和元年度第5回基本構想推進区民協議会	・次期行政計画『(仮称)「文の京」総合戦略』の策定について
10月30日	令和元年度第5回基本構想推進委員会	・「文の京」総合戦略(素案)について
11月6日	庁議	・「文の京」総合戦略(素案)について
12月5日	令和元年11月定例議会 (総務区民委員会)	・「文の京」総合戦略(素案)について
12月6日	「文の京」総合戦略(素案)についてのパブリックコメント (区報ぶんきょう特集号等)	・募集期間：12月6日から令和2年1月6日まで ・意見総数：54人(団体含む。)/延べ189件
12月14・18日	「文の京」総合戦略(素案)区民説明会	・意見総数：4人/5件
令和2年 1月29日	令和元年度第6回基本構想推進委員会	・「文の京」総合戦略(素案)に対する意見について ・「文の京」総合戦略(案)について ・「文の京」総合戦略の進行管理について
	庁議	・「文の京」総合戦略(案)等について
3月4・5日	令和2年2月定例議会 (総務区民委員会)	・「文の京」総合戦略(案)等について
3月25日	庁議	・「文の京」総合戦略の策定について

3 「文の京」自治基本条例

平成16年12月13日条例第32号
改正 平成19年3月1日条例第4号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 自治の理念と基本原則

第1節 自治の理念（第3条）

第2節 基本原則（第4条―第7条）

第3章 区民等の権利と責務

第1節 区民の権利と責務（第8条・第9条）

第2節 地域活動団体の権利と責務（第10条・第11条）

第3節 非営利活動団体の権利と責務（第12条・第13条）

第4節 事業者の権利と責務（第14条・第15条）

第4章 区の責務（第16条―第19条）

第5章 区議会の責務

第1節 区議会の役割（第20条―第23条）

第2節 区議会議員の責務（第24条）

第6章 執行機関の責務（第25条―第30条）

第7章 協働・協治の推進

第1節 情報の公開（第31条―第34条）

第2節 参画（第35条・第36条）

第3節 意思の表明（第37条―第39条）

第4節 協働・協治の推進体制（第40条―第43条）

付則

文京区は、歴史的文化的遺産に恵まれた緑豊かな地域です。文京区に集う私たちは、文化の香り高いまち文京区を誇りとし、様々な可能性に富んだこの地を将来に向かって、さらに発展させたいと願っています。

私たちが良好な環境を維持しながら真に文化的にしあわせに暮らすためには、この地に住み、学び、活動するすべての人々が自律した存在として尊重されるとともに、守るべきもの、育むべきものを確かめ、自立した存在として、互いに合意を形成し、協力し合うことが必要と私たちは考えます。

そして、地域社会を豊かなものにするためには、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業

者、区が相互に協力し、地域社会の課題を解決するための住民自治の原則を共有のものとするのが大切と考えます。

私たちは、この原則を、ともに活動し、ともに地域社会の課題を解決するという意味で、「協働・協治」と呼び、「文の京」文京区の自治の理念として位置づけます。

私たちは、文京区の自治の理念や基本的なしくみを明らかにし、文京区の自治に関する基本条例として、この条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文京区の自治の基本理念としての協働・協治の考え方並びに区民、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者の権利と責務並びに区の責務を明らかにするとともに、協働・協治の基本的事項を定めることにより、豊かな地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 各主体 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区のそれぞれをいう。
- (2) 区民等 区民、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者をいう。
- (3) 区民 区内に住む人、働く人及び学ぶ人をいう。
- (4) 地域活動団体 地域の課題の解決及び地域住民の連携を図るため、自主的に活動を行う地域に根ざして形成された団体をいう。
- (5) 非営利活動団体 公共的な課題に関して、自主的に活動を行う団体で、前号以外の非営利に活動する団体のうち、協働・協治の担い手になりうるものをいう。
- (6) 事業者 区内において事業活動を行うものをいう。
- (7) 区 区議会及び執行機関により構成されるものをいう。
- (8) 協働・協治 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、資金、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方をいう。

第2章 自治の理念と基本原則

第1節 自治の理念

（協働・協治）

第3条 各主体は、協働・協治の考え方にに基づき、相互に理解を深め、それぞれの果たすべき役割と責任を分担し、助け合いながら自主的・自律的に活動を行う。

第2節 基本原則

（参画と協力）

第4条 各主体は、地域の課題を解決するための活動に積極的に参画するとともに、自主的に調

整し、協力し合い、連携を図る。

(情報共有)

第5条 各主体は、個人情報の保護に配慮しつつ、それぞれが保有する地域の課題及び地域の課題を解決するための活動に関する情報の共有を図る。

(対等な立場の尊重)

第6条 各主体は、豊かな地域社会の実現に当たり、相互理解を深め、信頼関係を築き、対等な立場を尊重し、地域の課題を解決するための活動を担う。

(自己決定・自己責任)

第7条 各主体は、自ら決定し、自らの責任において活動する。

第3章 区民等の権利と責務

第1節 区民の権利と責務

(区民の権利)

第8条 区民は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有する。

2 区民は、地域の課題を解決するための活動に関する情報を求めることができる。

(区民の責務)

第9条 区民は、地域の課題を解決するための活動に自主的な判断により参画する。

2 区民は、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言及び行動に責任を持つ。

第2節 地域活動団体の権利と責務

(地域活動団体の権利)

第10条 地域活動団体は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有する。

2 地域活動団体は、地域の課題を解決するための活動に関する情報を求めることができる。

(地域活動団体の責務)

第11条 地域活動団体は、地域の課題の解決及び住民相互の連携を図る活動を行う。

2 地域活動団体は、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言及び行動に責任を持つ。

第3節 非営利活動団体の権利と責務

(非営利活動団体の権利)

第12条 非営利活動団体は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有する。

2 非営利活動団体は、地域の課題を解決するための活動に関する情報を求めることができる。

(非営利活動団体の責務)

第13条 非営利活動団体は、自らの目的に沿った活動を通じて、地域の課題の解決に取り組む。

2 非営利活動団体は、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言及び行動に責任を持つ。

第4節 事業者の権利と責務

(事業者の権利)

第14条 事業者は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有する。

2 事業者は、地域の課題を解決するための活動に関する情報を求めることができる。

(事業者の責務)

第15条 事業者は、協働・協治に関する理解を深め、地域において他の主体と対話し、協働に努める。

2 事業者は、その社会的責任に基づいて事業活動を推進する責務を有する。

第4章 区の責務

(区の基本的役割)

第16条 区は、地方自治の本旨に基づいて、住民の福祉の増進に向けて、必要な施策を実施し、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

2 区を構成する各機関は、それぞれの責務を果たすことを通じて、共通の目標である協働・協治の社会の実現を図る。

3 区は、持続可能で健全な区政を実現する。

(保証役としての役割)

第17条 区は、自ら公共的サービスを提供する役割を担うだけでなく、適切な公共的サービス水準の設定及び区民等の活動の支援を通じて、区民等により公共的サービスの提供が適正に行われることを保証するよう努める。

(調整役としての役割)

第18条 区は、必要に応じて、区民等との調整を行う役割を担う。

(地域の担い手の支援)

第19条 区は、区民等の自主性及び自律性を尊重しつつ、地域の課題を解決するための活動に取り組む人々や団体が自主的・自律的に活動できるように支援する。

第5章 区議会の責務

第1節 区議会の役割

(区議会の基本的事項)

第20条 区議会は、住民の直接選挙により選ばれた議員で構成する意思決定機関であり、執行機関の区政運営を監視し、及び牽制する機能を有する。

(区議会の責務)

第21条 区議会は、法令に定める権限を行使し、及び政策論議・立法活動の充実を図ることにより、区政の発展及び区民の福祉の向上に努める。

(情報の共有と説明責任)

第22条 区議会は、積極的に情報を提供することにより、区民との情報の共有を図るとともに、区民への説明責任を果たす。

(区民参加と活性化)

第23条 区議会は、区民との直接対話の場を設けるなど、区議会への区民参加を推進し、区議会の活性化を図り、開かれた区議会を目指す。

第2節 区議会議員の責務

(区議会議員の責務)

第24条 区議会議員は、区民の代表者として品位と名誉を保持し、自己研鑽^{さん}に努めるとともに、常に区民全体の利益を行動の指針とし、誠実に職務遂行に努める。

第6章 執行機関の責務

(執行機関等の基本的事項)

第25条 区長及び副区長並びに行政委員会等は、協働・協治の推進のために、その権限と責任において公正かつ誠実に職務の執行に当たる。

(執行機関の責務)

第26条 執行機関は、区民ニーズの把握に努め、補助機関の各部署の情報共有と連携・協力により、適正かつ迅速に公共的サービスを提供する。

2 執行機関は、常に補助機関の活性化を図るとともに、簡素で機能的かつ柔軟な組織とすることを旨とする。

(情報の共有と説明責任)

第27条 執行機関は、職務の執行に当たり積極的に情報を提供することにより、区民との情報の共有を図るとともに、区民への説明責任を果たす。

(政策立案・実施・評価の各段階への区民等の参画)

第28条 執行機関は、協働・協治の視点に立って、政策の立案、実施及び評価の各段階において、区民等の参画を図り、開かれた区政を目指す。

(区長の責務)

第29条 区長は、文京区の代表者として、公正かつ誠実に区政の執行に当たる。

2 区長は、区政の執行を通じて実現すべき政策を区民等に対して明らかにし、その達成状況について区民等に報告する。

3 区長は、効率的・効果的な行財政運営を行わなければならない。

(職員の責務)

第30条 職員は、職務の遂行に必要な知識の取得及び技能等の向上に努め、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。

第7章 協働・協治の推進

第1節 情報の公開

(区政に関する情報の公開)

第31条 区は、区民等の行政情報を知る権利を保障するとともに、区政に関する情報を積極的

に公開する。

2 区は、区政に関する情報を公開するに当たっては、個人情報の保護に配慮しなければならない。

(区の説明責任)

第32条 区は、政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程において、区政について、区民等にわかりやすく説明する責任を果たさなければならない。

(区民等の情報公開)

第33条 区民等は、それぞれが保有する公共的な活動に関する情報を共有することができるよう、個人情報の保護に配慮しつつ、その公開に努める。

(区民等の説明責任)

第34条 区民等は、自らが行う公共的な活動について、相互に説明するよう努める。

第2節 参画

(区への提案制度)

第35条 区は、区民等が区政に関する公共的な提案ができるようにし、その提案に対しては、協働・協治の視点に立って適切に対応しなければならない。

(各主体相互の活動への参画)

第36条 各主体は、地域の課題を解決するための活動に相互に参画し合い、連携を図るために対話し、交流し、学び合う。

2 区は、区民等が活動に相互に参画し合えるしくみをつくる。

第3節 意思の表明

(区の政策等の周知)

第37条 区は、区政の基本的な指針、政策及び計画について、その内容を明確にし、区民等にわかりやすく周知しなければならない。

(区民等の意見表明)

第38条 区民等は、区の重要な政策及び計画の策定に関して、意見を表明することができる。

2 区は、重要な政策及び計画の策定に当たり、区民等からの意見を聴取し、その意見に対する考え方を公表しなければならない。

(住民投票)

第39条 区は、文京区に係る重要事項について、直接区民の意思を確認するため、住民投票の制度を設けることができる。

2 住民投票の制度及び実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第4節 協働・協治の推進体制

(社会資源の活用等)

第40条 各主体は、協働・協治の推進に当たっては、それぞれが社会資源を活用するとともに、自ら社会資源を創出し、相互に提供し合うよう努める。

(区外の人々との連携・協力)

第41条 各主体は、多様な取組や活動を通じて、区外の人々、団体、行政機関等と積極的に連携・協力する。

(協働・協治の推進のしくみ)

第42条 区は、区民等とともに、地域の課題の解決に向けて多様な取組を進めるための協働・協治の推進のしくみをつくる。

(区における条例の尊重義務)

第43条 区は、条例の制定、政策の実施等に当たり、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

付 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年3月1日条例第4号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

4 文京区基本構想推進委員会規程

平成22年6月21日訓令第11号

改正 平成23年9月1日訓令第6号

平成27年12月28日訓令第8号

(目的)

第1条 この規程は、文京区庁議等の設置に関する規則(平成6年3月文京区規則第10号)第8条の規定により設置した文京区基本構想推進委員会(以下「推進委員会」という。)の組織及び運営について定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次の事項を審議し、その結果を庁議に報告する。

- (1) 文京区基本構想の進行管理に関すること。
- (2) 区の政策に係る基本的な方針及び総合的な計画の策定に関すること。
- (3) 行財政改革についての総合的な調整及び推進に関すること。
- (4) その他庁議で指定した事項に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、企画政策部長の職にある者とし、推進委員会を総括する。
- 3 副委員長は、総務部長の職にある者とし、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 委員は、文京区役所組織条例(昭和47年3月文京区条例第3号)第1条に規定する部の部長(担当部長及び危機管理室長を含み、前2項に規定する者を除く。)、文京保健所長、文京区教育局処務規則(平成4年3月文京区教育委員会規則第3号)第2条に規定する部の部長(担当部長を含む。)、会計管理者、監査事務局長、区議会事務局長、企画政策部企画課長、企画政策部政策研究担当課長、企画政策部財政課長、企画政策部広報課長、総務部総務課長及び総務部職員課長の職にある者とする。

(招集)

第4条 推進委員会は、委員長が招集する。

(分科会)

第5条 委員長は、推進委員会の効率的運営を図るため、推進委員会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、推進委員会から指定された事項について調査し、及び研究し、その結果を推進委員会に報告する。
- 3 分科会は、座長、副座長及び分科会員をもって組織する。
- 4 座長及び副座長は、第3条第4項に規定する委員の中から委員長が指名する。
- 5 分科会員は、委員長が指名する。

(意見聴取)

第6条 委員長及び座長は、必要があると認めるときは、委員又は分科会員以外の者を会議に出席させて説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、企画政策部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(文京区基本構想実施計画策定委員会規程の廃止)

2 文京区基本構想実施計画策定委員会規程(昭和52年5月文京区訓令甲第8号)は、廃止する。

付 則(平成27年12月28日訓令第8号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

5 文京区基本構想推進区民協議会設置要綱

22文企企第63号平成22年6月4日区長決定

23文企企第337号平成24年3月30日区長決定

27文企企第361号平成27年12月11日区長決定

28文企企第70号平成28年6月1日部長決定

(設置)

第1条 区民参画による文京区基本構想(以下「基本構想」という。)の進行管理を行うため、文京区基本構想推進区民協議会(以下「区民協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 区民協議会は、次の事項を所掌し、基本構想の実現度を審議する。

- (1) 基本構想の推進に関する事項について意見を述べること。
- (2) 文京区基本構想実施計画の策定及び推進に関する事項について意見を述べること。
- (3) 効率的な行財政運営について意見を述べること。
- (4) その他区長が必要があると認めた事項

(組織)

第3条 区民協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する委員29人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 3人以内
 - (2) 公募区民 12人以内
 - (3) 区内関係団体等の推薦による者 14人以内
- 2 前項第2号に規定する公募区民の委員(以下「公募区民委員」という。)は、別に定めるところにより募集する。

(任期等)

第4条 委員の任期は、前条第1項の規定による委嘱の日から当該日が属する年度の翌年度の末日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、公募区民委員に欠員が生じたときは、これを補充しない。

(会長及び副会長の設置)

第5条 区民協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、第3条第1項第1号に規定する学識経験者のうちから、委員が選出する。
- 3 会長は、区民協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(幹事)

第6条 区民協議会に幹事を置く。

2 幹事は、文京区役所組織条例(昭和47年3月文京区条例第3号)第1条に規定する部の部

長（担当部長及び危機管理室長を含む。）、文京保健所長、文京区教育局処務規則（平成4年3月文京区教育委員会規則第3号）第2条に規定する部の部長（担当部長を含む。）、会計管理者、監査事務局長、区議会事務局長、企画政策部企画課長、企画政策部政策研究担当課長、企画政策部財政課長、企画政策部広報課長、総務部総務課長及び総務部職員課長の職にある者とする。

（意見聴取）

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を区民協議会に出席させて説明を求め、又は意見を聴くことができる。

（専門部会）

第8条 会長は、必要があると認めるときは、専門的事項について調査し、又は研究させるため、区民協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会長及び部会員は、会長が指名する。

（庶務）

第9条 区民協議会の庶務は、企画政策部企画課において処理する。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、区民協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年3月30日（以下「決定日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 第4条第1項の規定は、平成24年9月30日以後に委嘱を受けた委員について適用し、決定日において現に委員である者の任期については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

「文の京」総合戦略
(令和2年度～令和5年度)

令和2年（2020年）3月

発行／文京区

編集／企画政策部企画課

〒112-8555 文京区春日1-16-21

電話 03(5803)1126

FAX 03(5803)1330

印刷物番号 A0719009

頒布価格 1,460円